

## 国民年金保険料の後納制度

## 年金額アップ・受給資格の追加取得

国民年金保険料の納め忘れがある場合に、過去の保険料を遡って納めることが出来る『後納制度』（このうせいど）があります。

- ① 後納制度を利用する事で将来受け取る年金額を増やす事が可能になります。
- ② 不足している期間の保険料を納めることにより、年金の受給資格を得られる可能性があります。

後納保険料は、全額が「社会保険料控除」の対象となり節税効果もあります。

## 【後納制度の概要】

平成 27 年 10 月から平成 30 年 9 月までの 3 年間に限り、申し込みにより過去 5 年間の後納制度を利用する事が出来ます。

※年金制度改正により後納制度の利用期間が過去 10 年から 5 年になりました。

（過去 2 年以内の未納分は、後納制度を利用しなくても納付可能です）

例：平成 23 年 4 月分の場合 ⇒ 平成 28 年 4 月末まで納付可能

## 【後納制度を利用できる人】

下記に該当する場合に、後納制度の利用が可能になります。

- ① 20 歳以上 60 歳未満の人で、過去 5 年以内に納め忘れの期間や未加入期間がある人
- ② 60 歳以上 65 歳未満の人で、①の期間の他任意加入期間中に納め忘れの期間がある人
- ③ 65 歳以上の人で、年金受給資格がなく任意加入中の人など

※60 歳以上で、老齢年金を受け取っている人は利用できません。

## 【後納制度の利用手順】

後納制度の申し込みから納付までの手順は以下の通りです。

- ① 国民年金後納保険料申込書に必要事項を記入し、年金事務所へ提出します。
- ② 年金事務所において申込書の審査、承認等を行います。
- ③ 承認後、後納の承認通知書・納付書等が送付され、金融機関等で納付します。

※後納制度により納付する場合には、当時の保険料額に加算額が上乗せされます。

※後納制度で納める保険料は、後納可能な期間のうち最も古い分から納付します。

## ☆年金受給資格期間の短縮について

老後の年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)は、消費税 10%への引上げ時(平成 29 年 4 月)に現行の 25 年から 10 年に短縮される予定です。

詳しくは『国民年金保険料専用ダイヤル』へお問合せ下さい。

ナビダイヤル 0 5 7 0 - 0 1 1 - 0 5 0